



保医発第227号
平成13年9月7日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成12年3月厚生省告示第61号。以下「薬価基準」という。)及び「保険医及び保険薬剤師の使用医薬品」(平成12年3月厚生省告示第161号。以下「使用医薬品告示」という。)の一部が平成13年厚生労働省告示第293号及び第294号をもって改正され、公布の日から適用されることとなった。

今回の改正の概要は下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図られたく通知する。

記

I 薬価基準の一部改正について

1 「医療事故防止に係る代替新規申請品目等の承認及び薬価収載上の取扱いについて」(平成13年3月12日医政経発第13号・医薬審発第201号・保医発第73号)に基づき平成13年4月30日までに薬事法上の承認申請がなされた医薬品であって、製造業者等から薬価基準に収載希望のあった新名称の医薬品について、薬価基準の別表に追加収載するもの。

2 1による薬価基準の別表における医薬品の品目数の増加は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	93	45	10	0	148

- 3 1により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 739	3, 618	2, 015	45	12, 417

II 使用医薬品告示の一部改正について

- 1 ビンボセチン及びセリバスタチンナトリウム製剤については、当該製造業者から、既に製造承認の整理手続きがとられているところであり、使用医薬品告示の別表第5に第7部として記載し、平成14年4月1日以降、使用医薬品の対象から除外するもの。
- 2 Iの1により、保険医及び保険薬剤師の使用医薬品も変更されることとなるため、従来の名称による医薬品について、使用医薬品告示の別表第5に第8部として記載し、平成14年4月1日以降、使用医薬品の対象から除外するもの。
- 3 1及び2による使用医薬品告示の別表第5における医薬品の品目数の増加は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	103	45	10	0	158

- 4 1及び2により使用医薬品告示の別表第5に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	237	152	34	1	424